第10分科会

# センター的機能相談で 小中学校在籍の肢体不自由児のキャリア教育を支援する

～相談リーフレット「確かな未来に向かって」の作成と活用～

宮城県立拓桃支援学校　○教諭 佐藤由美　＊教諭安藤祥世
(地域支援コーディネーター)

## 01 背景
## 小中学校在籍の肢体不自由児のキャリア教育にはどんな課題があるのか？

本校のセンター的機能相談の35%は，本人や保護者からの「就学・進路」に関する相談である。一方，小中学校からの要請相談は，自立活動や生活動作の支援に関するものがほとんどで，進路やキャリア教育に関する相談は見られない。本人・保護者と学校の間に課題認識のずれがあると考える。

H30相談内訳

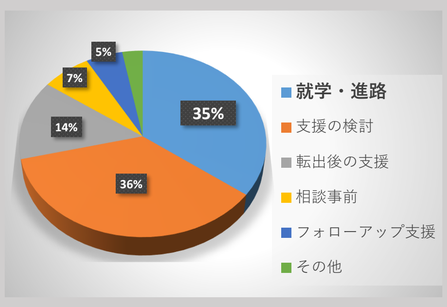


保護者を中心に
就学や進路の相談が35%

「就学・進路」に関する相談内容

| 小学生の保護者 | 中学生・その保護者 |
|---|---|
| 小学校のうちに身に付けておきたい力はどんな力？ | 中学校で受けている支援は高校でも受けられる？ |
| どんな進路があるの？ | 受験に向けていつ，どんなことをしたらいい？ |
| どんな仕事に就けるの？ | 高校選びのチェック項目は？ |
| 大学に進学したい。車いす使用だが，どんな高校に行けるのか？ | 特別支援学校と高校では受検手続きに違いがあるの？ |
| 高校の施設・設備は？ | 治療しながら通える学校はある？ |
| 特別支援学校ではどんな学習をするの？ | 夢が持てません。どうしたら？ |

## 02 背景
## 特別支援学校のキャリア教育の実践を活用できないか？

拓桃支援学校では，学年や発達段階に応じて，自立活動や学級活動で「自分の将来について考える」「身体の状態を客観的に見つめる」「自分に必要な支援に気付く」「必要な支援を誰にいつ伝えるか考える」等をねらいにした学習活動を実践している。

先輩の話を聞く会

モデルの提示

ソシアルシルエット

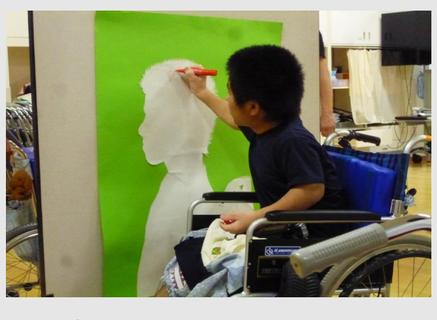

自分に気付く学習

OBの学校見学会

人材バンク

## 03 取組　相談リーフレット
## 「確かな未来に向かって
## ～自分に気付き将来を築く学びのために～」
## を作成した。

作成のコンセプト

①社会参加までの長期的視点を持つこと
②肢体不自由の特性に応じた内容であること
③小中学校における指導に生かせること
④教育相談の資料として活用できること

本人が 主体的に将来を考えるための

機　会　　情　報　　視　点

○センター的機能相談の主訴を類型化し，肢体不自由児のキャリア教育に必要な支援や情報を Q&A方式でリーフレットに整理した。

○地域の小中学校の指導に生かせるよう，本校の自立活動や学級活動の実践を盛り込んだ。

○小学生版，中学生版，学校版，受検手続き版，資料編をそれぞれA4表裏１枚にまとめ，対象や主訴に応じて組み合わせて利用できるようにした。

○リーフレットは，教育相談の資料として活用することを基本とし，単独での配布は行わないものとした。

小学生版

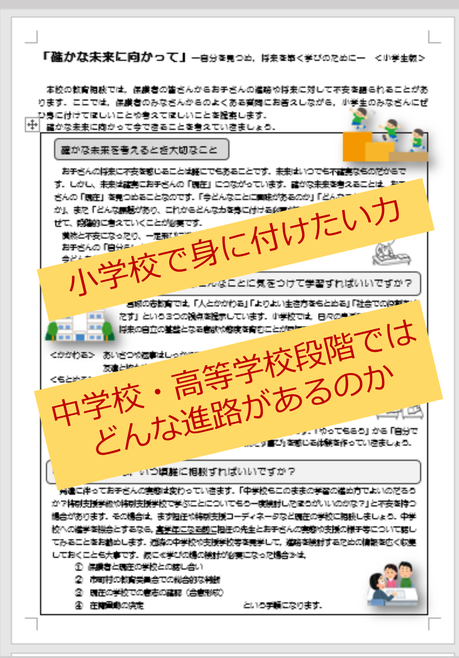


中学生版

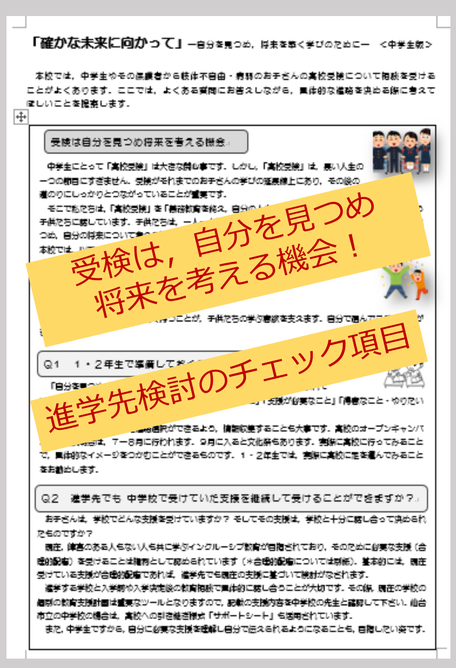


学校版

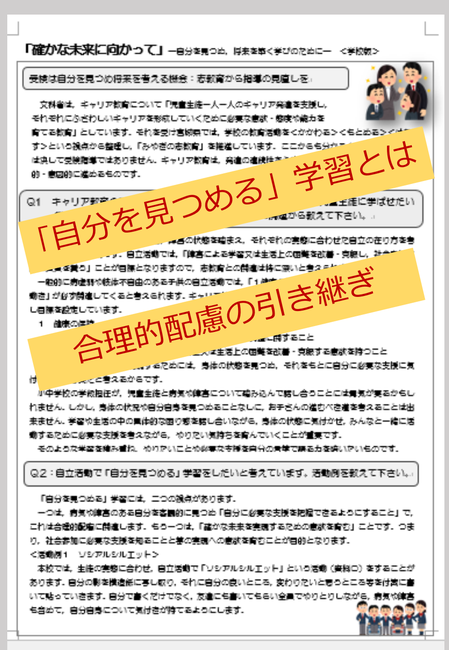


受検手続き版

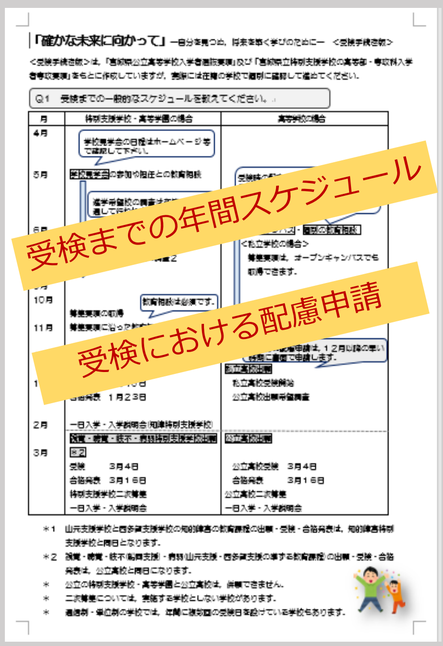


資料編

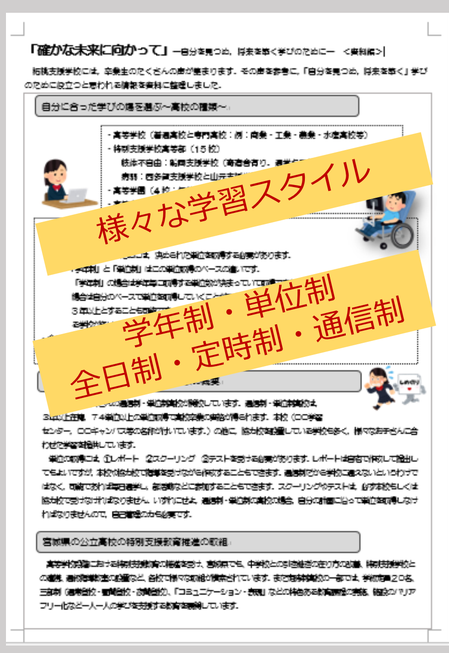

## 04 取組
## センター的機能相談や在籍児童生徒の相談で活用した。

リーフレットを活用した教育相談件数は，中学生対象3件，小学生対象11件である(9/30 現在)。ほとんどが保護者からの相談であった。地域の学校と連携できたのは，こども病院の言語聴覚士の要請でセンター的機能相談を実施し，その後病院のケア会議を設定した1件であった。

在籍児童保護者を対象とした教育相談

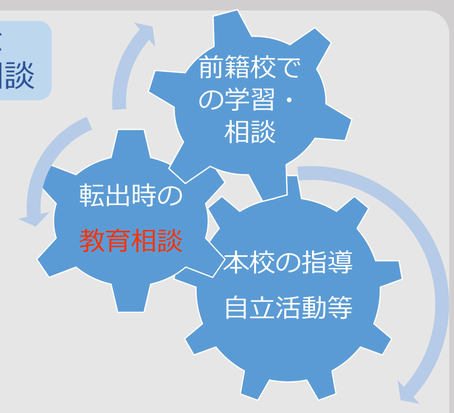


本校児童生徒は治療が終了すると，地域の小中学校へ転出する。高校段階の学びの場を考える上では小学校高学年での情報提供が必要であると考え，小学部高学年の保護者を対象にリーフレットを活用した教育相談を実施した。

病院・中学校との連携事例

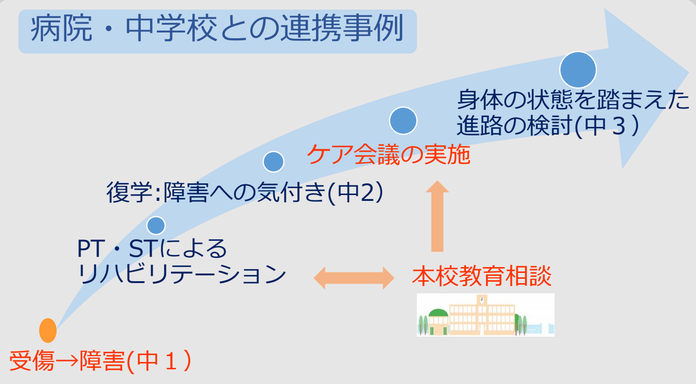


受傷により進路変更が必要となった事例である。中途障害のため，本人の思いに配慮した進路変更が必要だった。ケア会議では，本人参加のもと必要な支援を確認し，その上で身体の状態を踏まえた希望の進路について話し合った。

## 05 展望
## 小中学校の潜在的ニーズを掘り起こし連携した支援を実現する。

キャリア教育や進路指導は，在籍の学校が教育課程に組み込んで展開するものである。つまり，本校の課題は，肢体不自由児のキャリア教育に関するニーズに対してどのようにセンター的機能を発揮するのかということである。特別支援学校の障害特性を踏まえ長期的視点に立った支援，情報力を生かし，センター的機能相談を通して事例を積み重ねながら小中学校との連携を実現したい。

宮城県立拓桃支援学校は，県立こども病院に併設する肢・病併置の特別支援学校で，入院中の児童生徒が在籍しています。年間約200件の転出入があります。宮城県に在住する病気や肢体不自由のある児童生徒は，通院等で継続的にこども病院を受診しています。